**競技別要項【剣道・なぎなた競技】**

2024

１　チーム編成について

（１）団体戦　Ａリーグ（小学生一般）小学生５名、男女混合、編成自由

　　　　　　　Ｂリーグ（中学生一般）中学生５名、男女混合、編成自由

　　　　　　　各団２チーム以内とする。なぎなたについては、中学生のみとする。

（２）個人戦（各団　各部５名以内）

　　　　　　　小学生は、３年生以上の学年別、男女混合とする。

　　　　　　　中学生は、男女別とする。

　　　　　　　高校生は、男女別とする。

（３）指導者

　　　参加指導者は、令和６年度スポーツ少年団登録指導者又は、登録役員・スタッフのうち年度内にスタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講予定の者とする。

２　試合方法

（１）団体戦は、４チームを１ブロックとする予選リーグを行い、次に各ブロックの代表１チー

ムによる決勝トーナメントを行う。

（２）個人戦は、トーナメント勝抜き戦とする。

（３）試合時間は、３分間３本勝負とし、延長戦は行わず引き分けとする。

　　　但し、個人戦は延長１回（２分）を行い、再び勝敗が決定しない場合は、判定で決定する。

　　　（出場選手数により試合時間を変更することもある。）

３　その他

（１）競技規則は、全日本剣道連盟審判規則並びに細則及び全日本なぎなた連盟競技規定並びに審判規定に準じ、本大会の試合申し合わせにより行う。

（２）各チームは、紅及び白の標識（幅５㎝ 長さ７０㎝）を用意すること。

（３）各団は、審判員を２名以上必ず出すこと（指導者と重複可）。また審判旗を持参すること。

　　　※申込み後に審判の欠員が生じた場合には、必ず代理を出すこと。また、やむを得ず決められた人数を出すことができない場合は、必ず申込書にその理由を明記し、事前に申し出ること。

（４）団体戦と個人戦の重複出場はできない。

（５）団体戦出場チームは、下記様式の選手名表を当日受付に提出すること。

　　　字体は、楷書で太字とする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ  ｜  ム  名 | 先  鋒  氏  名 | 次  鋒  氏  名 | 中  堅  氏  名 | 副  将  氏  名 | 大  将  氏  名 |

　 　 もぞう紙 ※サイズは開催地による

　　　　　　縦：２０㎝

　　　　　　幅（チーム名部分）：１０㎝

　　　　　　幅（氏名部分）：９㎝

（６）会場係員を各参加団から２名（リーダー、　　母集団）を必ず出すこと。

（７）各団は団名を書いたプラカードを持参すること。

（８）団員は、必ずスポーツ少年団団員章を袖につけること。また、所属団名を明記した名札又は帯を極力着用すること。

（９）大会参加者は、スポーツ安全保険に加入していること。

（10）なぎなたの選手が出場する試合には、なぎなたの審判員を１名入れること。

（11）参加者は、マウスガードまたは、面マスクを着用すること。

（12）団体戦において、申込の後に不測の事態（病気、怪我等）により選手交代が生じた場合、

当日受付時に申し出をするとともに、各参加指導者の承認（代表者会議等）を得ること。

長野県スポーツ少年団**剣道試合申し合わせ事項**

１　試合方法

1. 団体試合

ア　団体戦は３～４チームを１ブロックとして予選リーグ戦を行い、各リーグ１位のみにてトーナメント戦方式により行う。

（２）個人試合

ア　個人戦はトーナメント戦方式により行う。

２　試合時間

（１）団体試合

団体戦は３分間３本勝負、勝敗の決しない場合は引き分け。

リーグ戦１位決定時、トーナメント戦では勝ち数・取得本数が同数の場合は、代表戦にて２分間１本勝負、勝敗の決しない場合は２分ごとの延長を行い、勝敗を決する。

（２）個人試合

ア　小学生の個人戦は、２分間３本勝負。勝敗の決しない場合は１分間の延長を１回行う。それでも勝敗の決しない場合は判定にて決する。準決勝以上は1分ごとの延長を繰り返し行い、勝敗を決する。

イ　中学生の個人戦は、３分間３本勝負、勝敗の決しない場合は１分間の延長を１回行う。それでも勝敗の決しない場合は判定にて決する。準決勝以上は時間を区切らず延長を行い、勝敗を決する。

（３）その他

ア　個人戦上位出場者が続けて試合を行う場合は、３分間のインターバルを設ける。

イ　出場チーム数・出場者数により時間を変更する場合もある。

３　審判員

　　審判員は、全日本剣道連盟剣道試合審判規則及び細則を熟知してくること。

４　判定の基準

全剣連審判規則第７条５号

　　　判定により勝敗を決する場合は、技能の優劣を優先し、次いで試合態度の良否により判定する。

　　全剣連審判細則第９条

　　　規則第７条５号「判定」は次のとおりとする。

　　　　①　技能の優劣は　優効打突に近い打突を優位とする。

　　　　②　試合態度の良否は、姿勢及び動作において優っている者を優位とする。

５　反　則

小学生の部は、不当な鍔競りについては注意・指導を行う。

それ以外は全ての反則を適用する。（全剣連審判規則第１６条・第１７条）

反則の宣告は指導の立場から分かりやすく（例　場外反則　１回　竹刀落とし反則　１回）と指摘する。

　　団体戦も上記反則を適用する。

　　中学生は、中体連申し合わせ事項に従い行う。

６　注意事項

　　　小学生の有効打突の判定は各学年の稽古年数等を考慮してその学年にあった有効打突を注意し見極める。

７　表彰

団体試合、各学年男女別個人試合とも上位３位以上を表彰する。

基本的には３位決定戦は行わないが、個人戦各ブロック参加人員が８名に満たない場合は３位決定戦を行う。

８　勝敗順位

　　　団体試合における勝敗順位は勝点を基準にする。

　　　勝＝１点、分＝０.５点、負＝０点とし、同点の場合は勝者数の多いチーム、

取得本数の多いチーム、それでも同数の場合は代表戦にて勝敗を決する。